

## 家賃の減免に必要な書類について

宮城県住宅供給公社

入居管理課 申告算定班 東部支社 入居管理班

電話 022-206-4480 電話 0225-21-5657

● ①～③は全世帯提出してください。④は該当する方のみ提出してください。

①	「県営住宅家賃、敷金、割増賃料等減免等承認申請書」(所定様式) ⇒必要事項を記入してください。また、理由はなるべく詳しく書いてください。 自動車保有している方は、必要とする理由を詳しく記入してください。
②	世帯全員の住民票 (続柄等の表示があり、記載省略のないもの) 外国人の方は外国人登録原票記載事項証明書 (世帯全員のもの)
③	世帯全員の収入の有無及び扶養関係がわかる証明書 (18歳以上の方全員) 平成31年度 所得証明書 (控除明細・収入金額があるもの※) 平成31年度 非課税証明書 ( " ※) ・平成30年1月1日以降所得のない方
<p>※ 証明書発行の際は、この用紙を窓口までお持ち下さい。</p> <p>各証明書等は3ヶ月以内に発行(作成)したものを提出してください。(コピー不可)</p>	

● ④ 以下の項目に該当する方は、あてはまる物全て提出して下さい。

1)	平成30年11月以前から同じ会社にお勤めの方 (パート・アルバイト・学生アルバイトの方も含む) ○ 勤務先証明書 (所定様式) ○ 令和元年(平成31年)分の源泉徴収票 (複数ある場合は全て提出してください。) ※源泉徴収票がない方は、給与支払証明書
2)	平成30年1月1日以降に退職された方 (学生アルバイトの方等も含む) ○ 雇用保険受給資格者証の写し ○ 離職票の写し、または、退職証明書 (複数退職している場合は全て)
3)	平成29年11月1日以降に転職された方 (学生アルバイトの方等も含む) ○ 勤務先証明書 (所定様式) ○ 給与支払証明書 (所定様式) ○ 雇用保険受給資格者証の写し、または、退職証明書 (複数退職している場合は全て)
4)	事業所得者の方 ○ 令和元年(平成31年)分の確定申告書の写し (税務署の收受印のあるもの) (対象期間は平成31年1月1日～令和元年(平成31年)12月31日) ○ 平成31年1月1日以降事業を始めた方は収支明細書も必要 ○ 平成31年1月1日以降廃業された方は廃業届の写し(受理印のあるもの)も必要
5)	年金受給者の方 (最新のものを提出してください。ハガキ状のもの) ○ 老齢年金・企業年金・基金受給者 ・令和元年(平成31年)分の公的年金等の源泉徴収票または年金改定通知書 ○ 遺族年金・障害年金受給者 ・令和元年(平成31年)分の年金振込通知書または年金改定通知書
6)	留学生の方 ○ 外国人登録証明書 (家族全員)                      ○ 在学証明書 ○ 私費留学生証明書                                      ○ 奨学金支給証明書 ○ 奨学金受給の「有・無」に関する申立書
7)	公的給付などを受けている方 (非課税の手当)・その他 ○ 児童手当支払通知書の写し ・(中学生以下のお子さんがいる方) ○ 児童扶養手当証書の写し ・(母子及び父子世帯で高校生までのお子さんがいる方) ○ 障害児童福祉手当証書の写し                      ○ 特別児童扶養手当証書の写し ○ 養育費・仕送り等 (預金通帳の写し等)              ○ 障害者手帳の写し ○ その他公的給付の証書等の写し                      ○ 納付誓約書 (家賃の支払いが遅れている方) ・・・その他非課税所得(収入)のある方はそれを証する書類
8)	既に承認された減免期間中に状況が変わった方 ○ 「県営住宅家賃、敷金、割増賃料等減免該当事由変更届」(所定様式)
9)	病気等により長期療養の方 ○ 医師からの診断書 ○ 療養費等の支払証明書・領収書の写し ・発行日が1年以内で、名前の印字があるもの1年分。 提出された領収書等はお返ししません。原本が必要な方はコピーを提出して下さい。